

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の改正について

1 概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項の規定により、特別特定建築物について 2,000 m²以上の建築をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）において定められている建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないとされている。

このうち、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場等の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることから、建築物移動等円滑化基準について見直し等が行われた（令和 6 年 6 月 21 日交付、令和 7 年 6 月 1 日施行）。本基準の改正に伴い、島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則第 3 条に規定される別表第 2 の整備基準を改正する。

2 建築物移動等円滑化基準の改正内容

(1) トイレ（車椅子使用者用便房）に係る基準の見直し

現 行：建築物に 1 以上設置すること

改正後：原則、建築物の階ごと（各階）に 1 以上設置すること

(2) 駐車場（車椅子使用者用駐車施設）に係る基準の見直し

現 行：建築物に 1 以上設置すること

改正後：駐車場の数に応じ、一定数以上（※）設置すること

（※）駐車場の数が 200 以下の場合：当該駐車場の数の 2%以上

駐車場の数が 200 超 の場合：当該駐車場の数の 1%+2 以上

(3) 劇場等の客席に係る基準の創設

改正後：座席数に応じ、一定数以上（※）の「車椅子使用者用スペース」設置すること

（※）座席数が 400 以下の場合：2 以上

座席数が 400 超 の場合：当該座席数の 0.5%以上

3 規則改正について

上記、建築物移動等円滑化基準の改正内容に合わせて、島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則第 3 条に規定される別表第 2 の整備基準を改正する。

公布：令和 7 年 5 月 2 日 施行：令和 7 年 7 月 1 日